

つながりで、守る。

おきな
防災

墨田区

地域防災

計画

令和5年度修正《本冊》



はじめに

墨田区地域防災計画は、本区の災害対策の基本となるものであり、今回、東京都防災会議による「首都直下地震等による東京の被害想定」や「東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）」等を踏まえ、内容の大幅な見直しを行いました。また、関東大震災から100年の節目である今（令和5）年度、区として「関東大震災100年プロジェクト」を展開したことに合わせ、この計画書の表紙も「つながりで、守る。すみだ防災」のロゴを入れ、一新しました。

関東大震災、その後の東京大空襲において本区は甚大な被害を受けましたが、その度にたくましく復興を遂げてきました。また、全国に先駆けて、逃げないですむ燃えないまちを目指して、不燃化促進事業を開始するなど、防災や減災の取組を、区民をはじめ多くの方と連携しながら、続けてきました。

首都直下地震が、いつ発生してもおかしくない状況にあるといわれ、また、地球温暖化による気候変動に伴い、大規模な台風など風水害のリスクが高まっています。さらに、本（令和6）年元日に発生した能登半島地震は、天災は時を選ばないこと、自然災害の脅威や災害に対する備えが重要であることを改めて思い起こさせました。

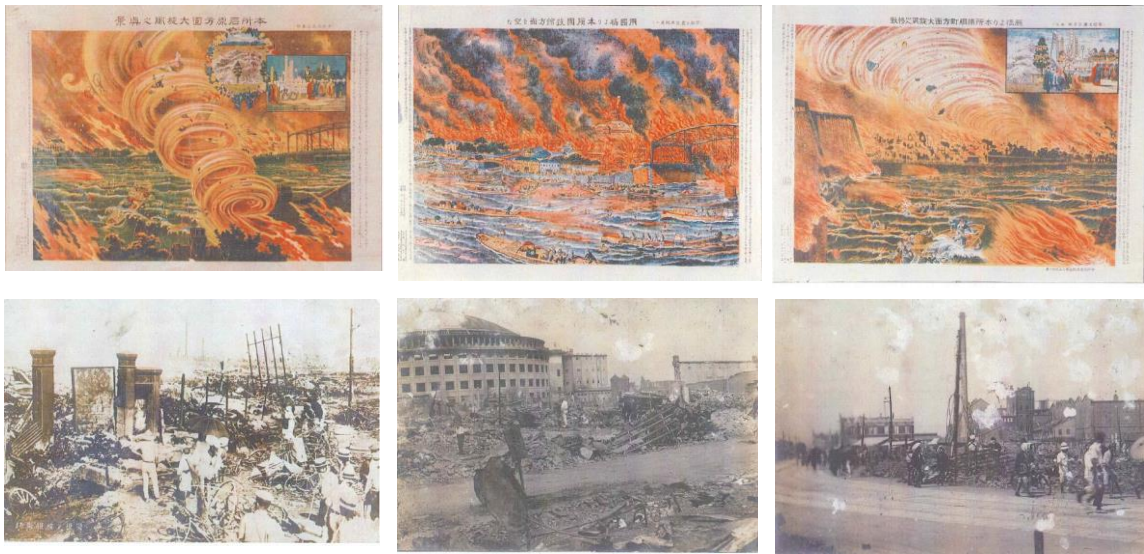
災害対策の強化が求められる中、地域防災力の向上に向けて自助・共助・公助を基本理念とする、この計画のもと、区をはじめとする防災関係機関はもとより、区民・事業者とともに、ハードとソフトが一体となった防災・減災対策への取組を推進していきます。

令和6年3月
墨田区防災会議

関東大震災

関東大震災は、大正12年9月1日、相模湾北西部あたりを震源とするマグニチュード7.9の地震によって引き起こされ、東京府（現在の東京都）・神奈川県を中心に行方不明者を含めた死者約10万5千人に及んだ大災害です。

墨田区は、本所地域を中心に大きな被害を受け、死者は4万8千人にも達しました。特に、現在の東京都慰霊堂がある陸軍被服廠跡地では、火災旋風が発生し、避難していた約3万8千人が犠牲となる大惨事となりました。



資料・写真提供 すみだ郷土文化資料館



すみだ防災フェア

つながりで、守る。 すみだ防災100

関東大震災100年プロジェクト

関東大震災から100年。

大きな災害を経験した墨田区が、あらたな取り組みをはじめます。
「すみだ防災100」は地域全体の防災マインドを育てるプロジェクト。
その日はまた来るから。太くつよい地域力で備えます。

関東大震災から100年となった令和5年度、区では、「関東大震災100年プロジェクト」を展開しました。

すみだ防災フェアではシンポジウムや防災展を開催したほか、すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム、すみだ景観フォーラム、すみだ地域学セミナー、すみだ郷土文化資料館における企画展示など、「関東大震災100年プロジェクト」において、地域全体の防災マインドを育てる取組として、防災意識・防災行動力の向上を図る施策を実施しました。

令和6年能登半島地震

令和6年1月1日、石川県志賀町・輪島市では震度7を観測するマグニチュード7.6の能登半島地震が発生し、家屋の倒壊等により多数の死傷者が出るなど、大きな人的被害・住家被害がありました。



能登半島地震の被災による輪島市の状況



輪島市における物資の搬出



令和6年秋開設予定の
新保健施設等複合施設

区では、速やかに「能登半島地震被災者支援検討会」を立ち上げ、区民等からの義援金の受付を開始しました。また、石川県輪島市へ支援物資の搬送を行うほか、罹災証明書の発行や災害廃棄物処理、避難者の健康管理業務等に職員を派遣するなどの対応をしています。

なお、区では、災害時の受援体制の強化に向けて、令和6年度、新保健施設等複合施設（すみだ保健子育て総合センター）の一部を地域内輸送拠点とするとともに、全国からの支援（人的・物的資源）を円滑に受入れることができるよう、（仮称）災害時受援応援計画を策定する予定です。

用 語 例

この計画で使用する防災関係機関の標記は、次による。

	標 記	機 関 名
1	区	墨田区
2	都	東京都
3	都建設局第五建設事務所	東京都建設局第五建設事務所
4	都建設局江東治水事務所	東京都建設局江東治水事務所
5	都水道局墨田営業所	東京都水道局墨田営業所
6	都下水道局東部第一下水道事務所	東京都下水道局東部第一下水道事務所
7	都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）	東京都交通局門前仲町駅務管区 東京都交通局馬喰駅務管区
8	警視庁第七方面本部 本所・向島警察署	警視庁第七方面本部 警視庁本所警察署 警視庁向島警察署
9	東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	東京消防庁第七消防方面本部 東京消防庁本所消防署 東京消防庁向島消防署
10	陸上自衛隊	陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊
11	日本郵便本所・向島郵便局	日本郵便株式会社本所郵便局 日本郵便株式会社向島郵便局
12	N T T 東日本	株式会社N T T 東日本ー南関東
13	首都高速道路東京東局	首都高速道路株式会社東京東局
14	J R 両国駅	東日本旅客鉄道株式会社両国駅
15	J R 錦糸町駅	東日本旅客鉄道株式会社錦糸町駅
16	東京ガスグループ	東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社
17	日本通運ロジスティクス	日本通運株式会社ロジスティクス第三営業部
18	東京電力パワーグリッド江東支社	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社
19	東武鉄道	東武鉄道株式会社
20	京成電鉄	京成電鉄株式会社
21	東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域	東京地下鉄株式会社日本橋駅務管区住吉地域
22	東京都トラック協会墨田支部	一般社団法人東京都トラック協会墨田支部
23	医師会	公益社団法人墨田区医師会
24	歯科医師会	一般社団法人東京都本所歯科医師会 公益社団法人東京都向島歯科医師会
25	薬剤師会	一般社団法人墨田区薬剤師会
26	柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会墨田支部
27	訪問看護協会	公益社団法人東京都訪問看護ステーション協会 墨田支部

目 次

総 則

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の方針	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の性格及び範囲	1
第3項 計画の前提	1
第4項 計画の位置づけ	2
第2節 計画の構成	3
第3節 計画の習熟	3
第4節 計画の修正	3
第2章 区の概況及び被害想定	4
第1節 区の概況	4
第1項 地勢	4
第2項 人口	4
第2節 被害想定	5
第1項 震災	5
第2項 風水害	7
第3項 火山噴火	8
第4項 複合災害	8
第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	9
第1節 今後の防災対策の充実強化に向けた取組の方向性	9
第2節 減災目標	10

震災編（予防・応急・復旧対策）

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割	11
第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務	11
第1項 基本理念	11
第2項 基本的責務	11
第2節 防災機関の役割	13
第1項 区	13
第2項 都	18
第3項 自衛隊	19

第4項 指定公共機関	19
第5項 指定地方公共機関	19
第6項 公共的団体	20
第7項 民間協力機関	20
第2章 区民と地域の防災力向上	21
1 想定される事態と認識	21
2 現在の到達状況	21
3 対策の方向性	22
4 具体的な取組	23
5 到達目標	23
予防対策	
第1節 自助による区民の防災力の向上	24
第1項 区民等の役割	24
第2項 防災意識の啓発〔各機関〕	24
第3項 防災教育・訓練の充実〔各機関〕	27
第4項 外国人支援対策〔区〕	29
第2節 地域による共助の推進〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	30
第3節 マンション防災における自助・共助の構築〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	32
第4節 消防団の活動体制の充実〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	33
第5節 事業所による自助・共助の強化〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	34
第6節 ボランティア等との連携・協働〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	36
第7節 区民・行政・事業所等の連携〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	38
応急対策	
第1節 自助による応急対策の実施	39
第1項 区民自身による応急対策〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	39
第2項 外国人支援対策〔各機関〕	39
第2節 地域による応急対策の実施〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	40
第3節 マンション防災における応急対策の実施〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	40
第4節 消防団による応急対策の実施〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	41
第5節 事業所による応急対策の実施〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	41

第6節 ボランティアとの連携 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	42
---	----

復旧対策

第1節 地域による応急対策の実施	43
第2節 消防団による応急対策の実施	43
第3節 ボランティアとの連携	43

第3章 安全な都市づくりの実現..... 45

1 想定される事態と認識	45
2 現在の到達状況	45
3 対策の方向性	46
4 具体的な取組	47
5 到達目標	47

予防対策

第1節 地震に強い都市づくり	48
第1項 地震に強い都市づくりの推進 [区]	48
第2項 安全な市街地の整備と再開発 [区]	49
第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	52
第4項 道路・橋梁等の整備 [区、都建設局第五建設事務所]	54
第2節 施設構造物等の安全化	55
第1項 建築物等の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	55
第2項 エレベーター対策 [区]	57
第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所]	57
第4項 文化財施設の安全対策 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	59
第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化.....	60
第1項 液状化対策の強化 [区]	60
第2項 長周期地震動対策の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	60
第4節 出火、延焼等の防止	61
第1項 出火の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	61
第2項 初期消火体制の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	64
第3項 火災の拡大防止 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	65
第4項 危険物施設等の防災組織 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	68
第5項 危険物等の輸送の安全化 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	68
第6項 雨水利用の推進 [区]	68

応急対策

第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止.....	69
第1項 消火・救助・救急活動 [区、各機関]	69
第2項 公共土木施設等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]	69

第3項 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会]	71
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	73
第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、都下水道局東部第一下水道事務所]	73
第2項 危険物輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	75

復旧対策

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	76
第1項 公共土木施設等の復旧 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]	76
第2項 社会公共施設等の復旧 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	76
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	77

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 79

1 想定される事態と認識	79
2 現在の到達状況	79
3 対策の方向性	79
4 具体的な取組	81
5 到達目標	81

予防対策

第1節 道路及び鉄道施設の安全化 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	82
第2節 江東内部河川の整備 [区、都建設局江東治水事務所]	91
第3節 緊急輸送ネットワークの整備 [各機関]	92
第4節 ライフライン施設の安全化 [都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]	94
第5節 ライフライン復旧活動拠点の確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]	99
第6節 エネルギーの確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]	99

応急対策

第1節 道路・橋梁	100
第1項 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	100
第2項 道路障害物の除去 [区、都建設局第五建設事務所]	101
第2節 鉄道施設	102
第1項 東日本旅客鉄道施設応急対策計画 [JR両国駅、JR錦糸町駅]	102
第2項 東武鉄道応急対策計画 [東武鉄道]	103
第3項 京成電鉄応急対策計画 [京成電鉄]	104
第4項 都営地下鉄応急対策計画 [都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）]	105
第5項 東京メトロ応急対策計画 [東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	107
第3節 防災船着場・臨時離着陸場 [区、都建設局第五建設事務所]	108

第1項 防災船着場の運用	108
第2項 臨時離着陸場の選定	109
第4節 ライフライン施設の応急対策	109
第1項 水道施設 [都水道局（東部第一支所、墨田営業所）]	109
第2項 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所]	109
第3項 電気施設 [東京電力パワーグリッド江東支社]	110
第4項 ガス施設 [東京ガスグループ]	112
第5項 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パ ワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]	116
第5節 エネルギーの確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリ ッド江東支社、東京ガスグループ]	117

復旧対策

第1節 道路・橋梁 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局]	118
第2節 鉄道施設 [JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	118
第3節 河川施設等 [都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	118
第4節 ライフライン施設の復旧対策	118
第1項 水道施設 [都水道局]	118
第2項 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所]	119
第3項 電気・ガス・通信施設 [東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]	119
第5節 エネルギーの確保	119

第5章 津波等対策 121

1 想定される事態と認識	121
2 現在の到達状況	121
3 対策の方向性	121
4 具体的な取組	122
5 到達目標	122

予防対策

第1節 河川施設等の整備	123
第2節 水防活動（活動方針・水防組織・資器材の整備等） [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察 署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	123
第3節 津波避難対策 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	123

応急対策

第1節 河川施設等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本 所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	124
第2節 津波警報・注意報等の伝達体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防 方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	125
第3節 津波に対する避難誘導態勢 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本 部、本所・向島消防署]	126

復旧対策

第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	127
第2節 被災者の他地区への移送	127

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化 129

1 想定される事態と認識	129
2 現在の到達状況	129
3 対策の方向性	129
4 具体的な取組	130
5 到達目標	130

予防対策

第1節 初動対応体制の整備	131
第1項 区庁舎の整備 [区]	131
第2項 発災時の受援体制の整備 [区]	132
第3項 防災訓練 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	132
第2節 事業継続計画の策定	133
第1項 区政のBCP等の策定 [区]	133
第2項 事業者のBCPの策定 [区]	134
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 [陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	134
第4節 広域連携体制の構築 [区]	135
第5節 応急活動拠点等の設備	136
第1項 オープンスペースの確保 [区、東京消防庁第七方面本部、本所・向島消防署]	136
第2項 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	138
第3項 大規模救出救助活動拠点 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	138
第4項 ヘリサインの設置 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	138

応急対策

第1節 活動体制	139
第1項 墨田区災害対策本部の組織・運営	139
第2項 区防災会議の招集 [区、各機関]	143
第3項 防災機関の活動体制 [各機関]	143
第2節 警視庁による警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	144
第3節 東京消防庁による消火・救助・救急活動 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	145
第4節 応援協力・派遣要請	148
第1項 応援協力 [各機関]	148
第2項 他区市町村協力 [区]	149
第3項 民間協力 [各機関]	150

第4項 各機関の経費負担 [各機関]	150
第5項 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁） [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	150
第6項 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁） [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	150
第7項 自衛隊への災害派遣要請 [区、陸上自衛隊]	150
第5節 労働力の確保 [区]	153
第6節 応急活動拠点の使用調整 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	153

復旧対策

第1節 活動体制	154
第2節 警視庁による警備活動	154
第3節 東京消防庁による救助・救急活動	154
第4節 応援協力・派遣要請	154
第5節 労働力の確保	154
第6節 応急活動拠点の使用調整	154

第7章 情報通信の確保 155

1 想定される事態と認識	155
2 現在の到達状況	155
3 対策の方向性	156
4 具体的な取組	157
5 到達目標	157

予防対策

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 [区、各機関]	158
第2節 区民等への情報提供体制の整備 [区]	159
第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備 [区]	160

応急対策

第1節 情報連絡体制 [各機関]	161
第2節 災害に関する情報の収集・伝達 [各機関]	162
第3節 被害状況等の報告体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	166
第4節 広報及び広聴活動 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	168
第5節 区民相互の情報連絡等 [区、NTT東日本]	170

復旧対策

第1節 情報連絡体制	171
第2節 災害に関する情報の収集・伝達	171
第3節 被害状況等の報告体制	171
第4節 広報及び広聴活動	171
第5節 区民相互の情報連絡等	171

第8章 医療救護・保健等対策 173

- 1 想定される事態と認識 173
- 2 現在の到達状況 173
- 3 対策の方向性 173
- 4 具体的な取組 175
- 5 到達目標 175

予防対策

- 第1節 初動医療体制の整備 176

第1項 情報連絡体制等の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 176

第2項 医療救護活動の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 177

第3項 負傷者等の搬送体制の整備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会] .. 178

第4項 保健衛生体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 178

第5項 防疫体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 178

- 第2節 医薬品・医療資器材の確保 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] ... 178

- 第3節 遺体の取扱い [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会] 179

応急対策

- 第1節 初動医療救護体制等 180

第1項 医療情報の収集伝達 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 180

第2項 初動医療体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 181

第3項 負傷者等の搬送体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会] 184

- 第2節 医薬品・医療資器材の供給 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会]..... 184

- 第3節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会]..... 187

復旧対策

- 第1節 防疫・保健活動 [区] 191

第1項 防疫 191

第2項 保健活動 191

- 第2節 医薬品・医療資器材の供給 193

- 第3節 火葬等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]..... 193

第9章 帰宅困難者対策 195

- 1 想定される事態と認識 195
- 2 現在の到達状況 195
- 3 対策の方向性 196
- 4 具体的な取組 197
- 5 到達目標 197

予防対策

- 第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底..... 198

第1項 区における帰宅困難者〔区〕	198
第2項 意識啓発〔各機関〕	198
第3項 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底〔各機関〕	199
第4項 事業者における施設内待機計画の策定〔各機関〕	199
第5項 駅前滞留者対策協議会の設置〔各機関〕	202
第6項 集客施設及び駅等の利用者保護〔各機関〕	203
第7項 学校・幼稚園・保育園等における幼児・児童・生徒等の安全確保〔区〕	204
第8項 区民における準備〔区〕	204
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、N T T 東日本〕	205
第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援〔区〕	205
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、N T T 東日本〕	207

応急対策

第1節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	209
第1項 帰宅困難者対策オペレーションシステム〔区〕	209
第2項 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の保護〔区〕	209
第3項 帰宅困難者・一時滞在施設への情報提供〔区〕	210
第2節 事業所等における帰宅困難者対策〔区〕	211
第3節 駅周辺の混乱防止対策	212
第1項 駅周辺の混乱防止対策〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕	212
第2項 集客施設及び駅等における利用者保護〔各機関〕	212

復旧対策

第1節 安全な帰宅の推進〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕	214
第2節 徒歩帰宅者の支援〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	214

第10章 避難者対策

1 想定される事態と認識	217
2 現在の到達状況	217
3 対策の方向性	217
4 具体的な取組	218
5 到達目標	218

予防対策

第1節 避難体制	219
----------	-----

第1項 避難体制の整備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	219
第2項 津波避難対策	222
第2節 要配慮者の安全確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	223
第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化 [各機関]	226
第4節 避難所の管理運営体制の整備等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	229
第5節 車中泊	230

第1節 避難誘導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	231
第2節 要配慮者の安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	235
第3節 避難所の開設・運営 [区]	236
第4節 動物救護 [区]	240
第5節 ボランティアの受入れ [区]	242
第6節 被災者の他地区への移送 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	242

第1節 避難所の開設・運営	243
第2節 動物救護	243
第3節 ボランティアの受入れ	243
第4節 被災者の他地区への移送	243

1 想定される事態と認識	245
2 現在の到達状況	245
3 対策の方向性	246
4 具体的な取組	247
5 到達目標	247

第1節 食料及び生活必需品等の確保 [区]	248
第2節 飲料水及び生活用水の確保 [区、都水道局]	249
第3節 燃料の確保 [区]	250
第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備 [区]	250
第5節 輸送体制の整備 [区]	251
第6節 輸送車両等の確保 [区]	251

第1節 食料及び生活必需品等の供給 [区]	252
第2節 飲料水等の供給 [区、都水道局]	254
第3節 燃料の供給 [区]	255

第4節 義援物資の取扱い [区]	255
第5節 緊急輸送対策	256
第1項 輸送車両等の確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]	256
第2項 人員及び救助物資輸送 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]	257
復旧対策	
第1節 多様なニーズへの対応 [区]	259
第2節 炊き出し [区]	259
第3節 水の安全確保 [区]	260
第4節 生活用水の確保 [区]	260
第12章 放射性物質対策	261
1 想定される事態と認識	261
2 現在の到達状況	261
3 対策の方向性	261
4 具体的な取組	262
5 到達目標	262
予防対策	
第1節 情報伝達体制の整備 [区]	263
第2節 区民への情報提供等 [区]	263
第3節 放射線等使用施設の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	263
応急対策	
第1節 情報連絡体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	264
第2節 区民への情報提供等 [区]	264
第3節 放射線等使用施設の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	264
第4節 核燃料物質輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	265
復旧対策	
第1節 保健医療活動 [区]	266
第2節 放射性物質への対応 [区]	266
第3節 風評被害への対応 [区]	266
第13章 住民の生活の早期再建	267
1 想定される事態と認識	267
2 現在の到達状況	267
3 対策の方向性	267
4 具体的な取組	269
5 到達目標	269
予防対策	
第1節 生活再建のための事前準備	270
第1項 住宅・宅地の応急危険度判定 [区]	270

第2項 罹災証明の発行 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	270
第3項 義援金の配分事務 [区]	270
第2節 トイレの確保及びし尿処理 [区、都下水道局東部第一下水道事務所]	271
第3節 ごみ処理 [区]	272
第4節 災害廃棄物処理 [区]	273
第5節 応急教育のための事前準備 [区]	273
第6節 災害救助法等	274
第1項 災害救助法の適用 [区]	274
第2項 激甚災害法の適用 [区]	275
応急対策	
第1節 被災住宅の応急危険度判定 [区]	276
第2節 被災宅地の応急危険度判定 [区]	276
第3節 家屋・住家被害状況調査等 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	277
第4節 罹災証明書の発行準備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	278
第5節 義援金の募集・受付 [区]	279
第6節 トイレの確保及びし尿処理 [区、都下水道局東部第一下水道事務所]	280
第7節 ごみ処理 [区]	281
第8節 災害廃棄物処理 [区]	282
第9節 応急教育 [区]	286
第10節 災害救助法の適用 [区]	286
第11節 激甚災害の指定	287
第1項 激甚災害指定手続 [区]	287
第2項 激甚災害に関する調査報告 [区]	287
第3項 特別財政援助等の申請手続等 [区]	287
復旧対策	
第1節 被災住宅の応急修理 [区]	288
第2節 応急仮設住宅の供給 [区]	289
第3節 区営住宅の応急修理 [区]	291
第4節 建築資材等の調達 [区]	291
第5節 被災者の生活相談等の支援 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	291
第6節 義援金の保管及び配分 [区]	292
第7節 被災者の生活再建資金援助等	293
第1項 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け [区]	293
第2項 被災者生活再建支援金の支給 [区]	294
第8節 融資計画	296
第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け [区]	296
第2項 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付け並びに墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け [区]	297
第3項 中小企業への融資 [区]	298
第9節 職業のあっせん [区]	299

第10節 租税等の徴収猶予及び減免等	300
第1項 租税の徴収猶予及び減免に関する計画 [区]	300
第2項 料金免除等の取扱い [日本郵便本所・向島郵便局]	301
第11節 災害廃棄物処理の実施 [区]	301
第12節 学校教育の復旧 [区]	302
第13節 災害救助法の運用等	304
第1項 災害救助法の公布 [区]	304
第2項 救助の種類 [区]	305
第3項 救助法に基づく報告等 [区]	305

震災編（東海地震事前対策）

第1章 対策の目的	307
第1節 策定の趣旨及び経過	307
第2節 基本的な考え方	307
第3節 前提条件	308
第2章 処理すべき事務又は業務の大綱	309
第1節 区	309
第2節 都	310
第3節 自衛隊	310
第4節 指定公共機関	311
第5節 指定地方公共機関等	311
第3章 災害予防対策	312
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業	312
第1項 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、NTT東日本、京成電鉄]	312
第2項 被害の発生を最小限に止めるため緊急に整備する事業 [区、NTT東日本、東武鉄道]	313
第2節 広報及び教育	314
第1項 広報 [各機関]	314
第2項 教育指導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、首都高速道路東京東局]	316
第3節 事業所に対する指導	317
第1項 対象事業所	317
第2項 事業指導の内容	318
第4節 防災訓練	320
第1項 区	320
第2項 本所・向島警察署	320
第3項 本所・向島消防署	321
第4項 都水道局墨田営業所	321

第5項 都下水道局東部第一下水道事務所	322
第6項 東京電力パワーグリッド江東支社	322
第7項 東京ガスグループ	322
第8項 各鉄道機関	323
第9項 NTT東日本	323
第10項 その他の防災機関	323
第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応	324
第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	324
第1項 情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢〔各機関〕	324
第2項 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報活動等〔区〕	324
第2節 注意情報の伝達	324
第1項 伝達系統〔各機関〕	324
第2項 伝達体制〔区、本所・向島警察署、本所・向島消防署〕	325
第3項 伝達事項〔各機関〕	327
第3節 活動体制	327
第1項 区	327
第2項 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署	327
第3項 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署	328
第4項 都水道局墨田営業所	328
第5項 その他の都機関	328
第6項 防災関係機関等〔JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT東日本、首都高速道路東京東局〕	328
第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	329
第5節 混乱防止措置	330
第1項 区	330
第2項 本所・向島警察署	330
第3項 JR両国駅、JR錦糸町駅	330
第4項 東武鉄道	330
第5項 京成電鉄	330
第6項 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域	331
第7項 NTT東日本	331
第6節 警戒宣言が発せられなかった場合の措置	331
第5章 警戒宣言時の応急活動体制	332
第1節 活動体制	332
第1項 区の活動体制〔区〕	332
第2項 防災関係機関の活動体制〔各機関〕	333
第3項 相互協力〔区〕	333
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	333
第1項 警戒宣言の伝達〔各機関〕	334

第2項 警戒時の広報〔各機関〕	336
第3節 消防、水防、危険物対策	338
第1項 消防対策〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	338
第2項 水防対策〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕	340
第3項 危険物対策〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅〕	340
第4節 警備、交通対策	341
第1項 警備対策〔警視庁第七方面本部、本所・向島警察署〕	341
第2項 交通対策〔警視庁第七方面本部、本所・向島警察署〕	341
第3項 道路管理者等の取るべき措置〔区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局〕	343
第5節 公共輸送対策	344
第1項 鉄道対策〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕	344
第2項 バス、タクシー等対策〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕	348
第6節 学校、病院、福祉施設対策	349
第1項 学校（幼稚園、小学校、中学校）〔区〕	349
第2項 病院、診療所、薬局〔医師会、歯科医師会、薬剤師会〕	350
第3項 福祉施設〔区〕	351
第7節 劇場、ビル、区施設等対策	352
第1項 劇場、映画館、高層ビル、地下街等	352
第2項 区施設	352
第8節 電話、通信対策〔N T T 東日本〕	353
第1項 警戒宣言時の輻輳防止措置	353
第2項 広報措置の実施	353
第3項 防災措置の実施	354
第9節 電気、ガス、上下水道対策	354
第1項 電気〔東京電力パワーグリッド江東支社〕	354
第2項 ガス〔東京ガスグループ〕	354
第3項 上水道〔都水道局墨田営業所〕	355
第4項 下水道〔都下水道局東部第一下水道事務所〕	356
第10節 生活物資対策	356
第1項 営業方法〔区〕	356
第2項 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ〔区〕	356
第3項 物資の確保〔区〕	356
第11節 金融対策	357
第1項 金融機関の業務確保	357
第2項 金融機関の防災体制等	357
第3項 顧客への周知徹底	357
第12節 避難対策〔区〕	357
第13節 救援、救護対策	358

第1項 給水体制[区、都水道局墨田営業所]	358
第2項 食料等の配布体制 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]	358
第3項 医療救護体制 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	358
第4項 輸送車両の確保 [東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]	359
第6章 区民等の取るべき措置	360
第1節 区民の取るべき措置	360
第1項 平常時	360
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで.....	361
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで	361
第2節 住民防災組織の取るべき措置	362
第1項 平常時	362
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで.....	362
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで	363
第3節 事業所の取るべき措置	363
第1項 平常時の措置	363
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置.....	363
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置.....	364

風水害編（予防計画）

第1章 水害予防対策	365
第1節 洪水対策（総合的な治水対策） [区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所].....	365
第2節 広報・啓発 [区]	368
第3節 高潮対策 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	369
第4節 洪水に備えた対策 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	369
第5節 都市型水害に備えた対策 [区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域].....	372
第6節 津波避難対策	373
第7節 水防活動	374
第1項 活動方針等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	374
第2項 水防組織 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所].....	374
第3項 資器材の整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	374

第2章 都市施設対策	375
第1節 ライフライン施設 [都水道局、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、N T T 東日本]	375
第2節 道路及び鉄道施設 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	376
第3章 応急活動拠点等の整備	377
第4章 地域防災力の向上	378
第1節 区民等の役割	378
第2節 住民防災組織の強化	378
第1項 住民防災組織等の役割	378
第2項 住民防災組織の充実	379
第3節 行政・事業所・都民等の連携	379
第5章 ボランティア等との連携・協働	380
第6章 防災運動の推進	381
第1節 防災意識の啓発 [各機関]	381
第1項 防災広報の充実	381
第2項 防災教育の充実	382
第3項 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	382
第2節 水防訓練の充実 [各機関]	383
風水害編（応急・復旧対策計画）	
第1章 初動態勢	385
第2章 情報の収集・伝達	385
第3章 水防対策	386
第1節 目的及び任務 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	386
第2節 水防情報 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	386
第3節 水防管理者及び水防機関の活動 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	396
第4節 道路公園等管理者としての活動 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	403
第4章 警備・交通規制	405
第1節 警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	405

第2節 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署].....	406
第5章 救助・救急対策	407
第1節 救助・救急活動体制等 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	407
第2節 救助体制の整備 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	407
第3節 救急体制の整備 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	407
第4節 消防団の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	408
第5節 区民の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	408
第6節 事業所の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	408
第6章 医療救護等対策	409
第7章 避難者対策	410
第1節 避難計画	410
第2節 水害時避難計画 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	410
第3節 要配慮者の安全対策	415
第1項 地域における安全対策	415
第2項 社会福祉施設等の安全対策	415
第4節 広域避難 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署].....	416
第8章 物流・備蓄・輸送対策	418
第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	418
第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策	419
第1節 水道施設 [都水道局墨田営業所]	419
第2節 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所]	419
第3節 電気施設 [東京電力パワーグリッド江東支社]	419
第4節 ガス施設 [東京ガスグループ].....	419
第5節 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]	419
第6節 通信施設 [NTT東日本].....	419
第11章 公共施設等の応急・復旧対策	420
第1節 公共土木施設等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]	420
第2節 鉄道施設 [JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	422
第3節 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会].....	422
第12章 応急生活対策	423

第 1 3 章 災害救助法の適用	423
第 1 4 章 激甚災害の指定	423

その他災害編

第 1 章 危険物事故対策	425
第 1 節 予防対策 [消防機関]	425
第 2 節 応急対策 [区、警察、消防]	426
第 2 章 大規模事故対策	427
第 1 節 航空機事故 [区、警察、消防]	427
第 2 節 鉄道事故 [区、鉄道、警察、消防]	428
第 3 節 道路・橋梁事故 [区、建設局、首都高、警察、消防]	429
第 3 章 火山噴火対策	430
第 1 節 区に影響があると考えられる火山噴火情報の収集・伝達 [各機関]	430
第 2 節 降灰対策 [各機関. 5.]	432
第 4 章 複合災害対策	434

復興編

第 1 章 復興の基本的考え方	435
第 1 節 復興の基本理念	435
第 2 節 復興の基本目標	435
第 2 章 復興本部	436
第 1 節 復興本部の設置	436
第 2 節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係	437
第 3 章 災害復興計画の策定	438
第 1 節 災害復興基本方針の策定	438
第 1 項 復興の基本方針	438
第 2 項 災害復興基本方針決定までの流れ	438
第 2 節 災害復興計画の策定	438
第 1 項 災害復興計画体系	438
第 2 項 災害復興計画の位置付け	439
第 3 項 地域復興計画の尊重	439
第 3 節 特定分野計画の策定	439

第4章 復興の全体像	440
第1節 多様な主体の協働による復興の推進	440
第1項 区の役割	440
第2項 区民、事業者、専門家等との連携	440
第3項 国、東京都との連携	440
第2節 地域協働復興の推進	441
第1項 地域協働復興の考え方	441
第2項 復興区民組織	441
第3項 災害復興支援組織	441
第5章 地域力を生かした復興プロセス	442
第1節 復興市街地づくり	442
第2節 復興市街地づくりの手順	442
第6章 復興対策の財源確保	443